

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇規則

鳥取県行政組織規程の一部改正
鳥取県手数料徴収規則の一部改正

◇告示

精神衛生法施行細則の一部改正
結核予防法による医療機関の指定
建築基準法による区域の指定
土地改良事業計画書の縦覧

〃 〃 〃
〃 〃 〃
〃 〃 〃

◇教委告示 定例教育委員会の招集

規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年七月三十一日

鳥取県知事 遠藤 茂
鳥取県規則第五十三号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項五経済部中「農業経営係」を「農村振興係」に改める。

附 則

この規則は、昭和三十一年八月一日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年七月三十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第五十四号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三條中「百二十二、百二十四、百二十八、百三十」を「百二十六、百二十八、百三十二、百三十四」に改める。
別表中百七の次に百八として次のように加え、百八を百九とし以下百十二まで順次繰り下げる。
百八 供血あつせん業許可申請手数料 二千円
別表中百十二の次に次の三を加え、百十三を百十七とし以下順次四ずつ繰り下げる。
百十四 家畜市場登録 産地家畜市場に係るものに申請手数料 あつては二千円 その他の家畜市場に係るものにあつては五千円
百十五 家畜市場登録証書換交付手数料 五百円
百十六 家畜市場登録証再交付手数料 七百元
附 則
この規則は、公布の日から施行する。但し、別表百十二の次に加える三の改正規定に係る部分は、昭和三十一年八月三十日から施行する。

精神衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年七月三十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第五十五号

精神衛生法施行細則の一部を改正する規則

精神衛生法施行細則（昭和二十六年十二月鳥取県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

様式第二号および第三号を次のように改める。

様式第二号

診療報告書

精神障害者又はその疑ある者の住所、氏名、生年月日	病 名
診察の場所及び年月日	
血 族 の 遺 伝 的 素 因	
既 往 症	
経 過 及 び 現 症	

治療方法及び入院期間（予定）	入院要否の判定及びその理由	法第二十九条該当の有無	立 会 吏 員 氏 名
----------------	---------------	-------------	-------------

精神衛生法施行細則第二條第二項により報告する。

昭和 年 月 日

精神衛生鑑定医 氏 名 印

鳥取県知事 殿

様式第三号

入院命令書

本 籍

住 所

氏 名

生年月日

右の者に対し精神衛生法第二十九条第一項によつて治療並びに保護のため、左記により 病院に入院を命ずる。

昭和 年 月 日

保護義務者

記

鳥取県知事 印

一 病 名

二 入院年月日

三 入院期間（予定）

四 入院費用の徴収

様式第六号を次のように改める。

様式第六号

退院（仮退院）許可申請書

精神障害者の住所、氏名、生年月日	入 院 年 月 日	現 症	退院（仮退院）の区分	退院（仮退院）年月日	保護義務者又は扶養義務者の住所氏名
------------------	-----------	-----	------------	------------	-------------------

精神衛生法第四十条第一項(第二項)により申請する。

昭和 年 月 日

指定精神病院長

印

鳥取県知事

殿

様式第八号を次のように改める。

様式第八号

入院 通知書

精神障害者の住所氏名、生年月日

保護義務者又は扶養義務者の住所氏名

病 名

入院 年 月 日

入院期間(予定)

入院費の区分

精神衛生法第二十九条により入院を要することに決定したので通知する。

昭和 年 月 日

指定精神病院長

鳥取県知事

印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百二十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定にもとづき指定医療機関として昭和三十一年七月十日次のとおり指定した。

昭和三十一年七月三十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

名 称 所 在 地

管轄保健所名

中尾医院 気高郡鹿野町大字鹿野

一、六九五

鳥取県告示第三百二十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項第四号の規定に基く区域を次のように指定する。

昭和三十一年七月三十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

東伯郡三朝町のうち 三朝

鳥取県告示第三百三十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七條第一項の規定により、西伯郡岸本町丸山小谷益治外十四人の者から丸山土地改良区設立認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画および定款につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十一年七月三十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

二 定款の写

二 縦覧の期間

昭和三十一年八月一日から同年八月二十日まで

三 縦覧の場所

西伯郡岸本町役場

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七條第一項の規定により、西伯郡逢坂村松河原井上節雄外十四人の者から長野土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画および定款につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十一年七月三十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
 一 土地改良事業計画書の写
 二 定款の写

二 縦覧の期間

昭和三十一年八月一日から同年八月二十日まで

三 縦覧の場所

西伯郡逢坂村役場

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第一項の規定により、米子市石井恩部寛一外十四人の者から石井土地改良区設立認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画および定款につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十一年七月三十一日
 鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
 一 土地改良事業計画書の写
 二 定款の写

二 縦覧の期間

昭和三十一年八月一日から同年八月二十日まで

三 縦覧の場所

米子市役所

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第一項の規定により、西伯郡岸本町吉長金川薫外十四人の者から吉長土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画および定款につき詳細な審査を行

つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十一年七月三十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

茂

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
 一 土地改良事業計画書の写
 二 定款の写

二 縦覧の期間

昭和三十一年八月一日から同年八月二十日まで

三 縦覧の場所

西伯郡岸本町役場

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十三号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年七月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 大島 高 蔵

一日時 昭和三十一年八月八日午前十一時

一 場所 鳥取県教育委員会会議室

一 議題 定例報告